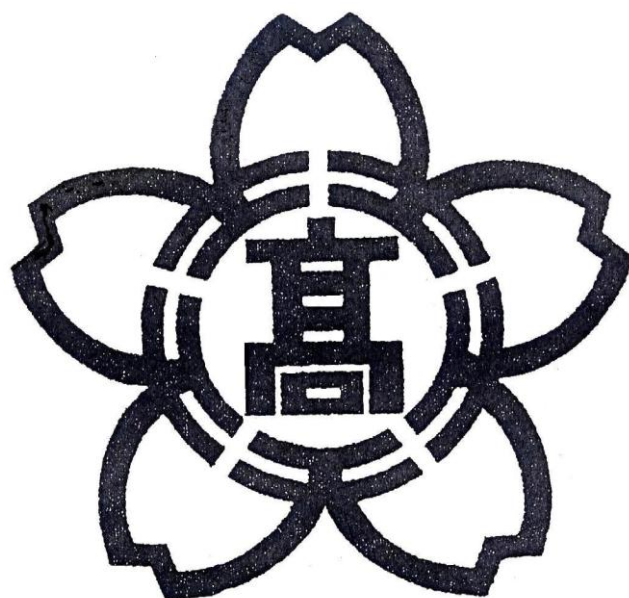


# 学校いじめ防止基本方針



熊本県立天草高等学校

定 時 制

令和8年4月（改訂）

# 目次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
2	いじめの定義	3
3	学校におけるいじめ防止等の指導體制・組織的対応等	4
	(1) 組織図	5
	(2) 役割	5
	ア いじめ防止対策委員会	6
	イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）	6
	ウ いじめ問題対策部会	6
4	年間計画	7
	(1) いじめの未然防止の取組の概要	7
	(2) いじめの早期発見の取組の概要	7
5	いじめに対する措置（いじめ問題対策マニュアル）	9
	(1) 発見されたいじめ事案への対応	9
	(2) いじめ問題対策マニュアルの概要	9
	ア いじめが疑われる場合	9
	イ いじめ状況の場合	10
	ウ いじめ状況への組織的対応	11
	（ア）いじめ防止対策委員会	11
	（イ）いじめ防止対策拡大委員会	11
	（ウ）いじめ問題対策部会	12
	（エ）いじめられている（被害）生徒への対応	12
	（オ）いじめられている（被害）生徒保護者への対応	12
	（カ）いじめている（加害）生徒への対応	12
	（キ）いじめている（加害）生徒保護者への対応	13
	（ク）周囲の生徒集団（観衆、傍聴者、全校生徒）への対応	13
	（ケ）ネット上のいじめへの対応	14
6	重大事態への対処	14
7	基本方針の見直しの検討	14
	(1) 基本方針の改定	14
	(2) 基本方針策定状況の確認と公表	14

# 熊本県立天草高等学校いじめ防止基本方針

令和3年3月1日

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

本校は、三綱領（正大・剛健・寛厚）及び教育スローガン「求学志成」のもと、個性豊かな人材の育成と規律ある活気溢れる学校づくりを目指している。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくりあげていくかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である、という認識のもと、いじめから子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」との意識を、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、日々のさまざまな活動に一意に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「天草高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

### (2) いじめの未然防止のために重視する観点

ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する等生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ ストレスに適切に対処できる力を育むことで、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

エ 地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

### (3) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守るように努める。

### (4) いじめへの対処

人命尊重を第一義とし、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服する。

#### (5) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・ その期間は、少なくとも3か月を目安。
- ・ いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

#### (6) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、生徒たちの健やかな成長を促すため、学校評議員会等でいじめの問題について協議するなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

#### 具体的ないじめの態様

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生する。こうしたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、深刻なものが含まれる。

これらの「いじめ」については、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 学校におけるいじめ防止等の指導體制・組織的対応等

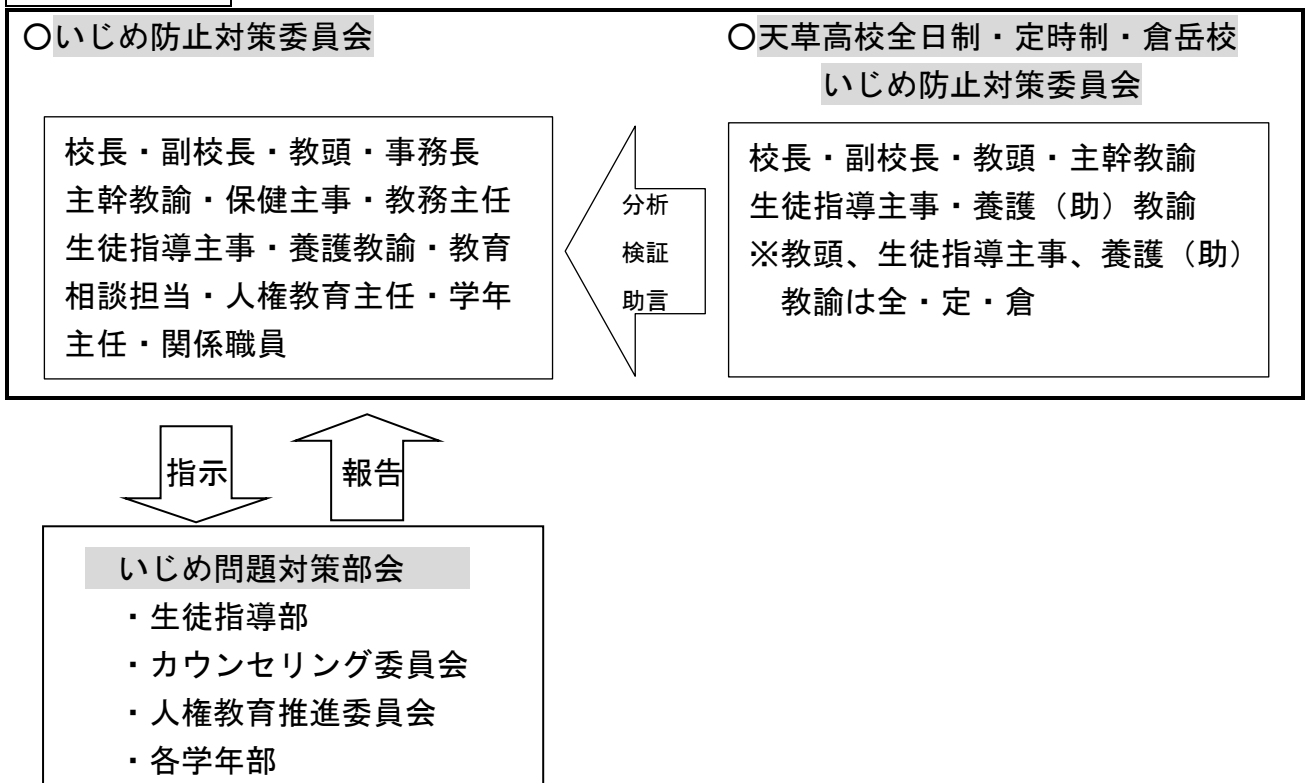
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ防止対策拡大委員会」（以下「拡大委員会」とする。）を校内に置く。「いじめ防止対策委員会」には、下部組織として「いじめ問題対策部会」を置く。

「いじめ防止対策委員会」は校内職員で構成し、常設の委員会とする。

「拡大委員会」は校外から委嘱した委員を含んで構成される組織で、学期1回の開催を原則とする。学校長は、必要がある場合は臨時に招集することができる。

（次ページ「組織図」参照）

## (1) 組織図



## (2) 役割

### ア いじめ防止対策委員会

#### (ア) いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動(年間基本計画)の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認(定期的分析・検証)
- ③ 各部署における取組後の検証(課題と成果の分析・検証・計画の修正)
- ④ いじめ未然防止に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

#### (イ) いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動(年間基本計画)の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認(定期的分析・検証)
- ③ 各部署における取組後の検証(課題と成果の分析・検証・計画の修正)
- ④ いじめの早期発見に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

#### (ウ) いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する情報(いじめ問題対策部会からの報告)等について、内容の分析・調査・記録
- ② いじめ事例に関する情報等について対応レベルの判断(いじめ重大事態の判断)
- ③ いじめ事例に対する指導対応策の検討・対応指示
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討・対応指示

## イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）

### （ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの未然防止活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめ防止に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

### （イ）いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの早期発見活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

### （ウ）いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する内容分析・助言
- ② いじめ事例に関する情報等についての対応レベルの判断及び対応の検証
- ③ いじめ事例分析に基づくいじめの未然防止策の提言
- ④ いじめ事例の内容に応じた対応策の助言
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の分析・検証・助言

## ウ いじめ問題対策部会

### （ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめに関する生徒の意識調査（チェックリスト）の作成・実施・分析・検討
- ② いじめの未然防止に関する教職員の意識啓発推進
- ③ 保護者及び警察・医療機関等関係専門機関との連携
- ④ いじめに負けない集団づくり（いじめ心やいじめへの不安感の克服）

### （イ）いじめの早期発見

- ① いじめの相談窓口の設置・対応
  - ・受付時間 8時15分～16時45分まで（平日）
  - ・電話番号 0969-23-5533（担当：生徒指導主事）
- ② いじめ（疑い）の事例に関する各部署からの情報等の収集・記録
- ③ いじめ（疑い）に関する情報等について、内部調査・記録
- ④ いじめ（疑い）の事例に対する指導対応策の検討・対応  
（場合によっては、「いじめ問題対策委員会」に緊急報告・相談）
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の企画・検討・対応

## 4 年間計画

別紙1に定める。

本校では、生徒一人一人の個性の伸長を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた人間育成を目指し、各教育活動を行う。職員一人一人が「学校教育は授業が命である」という意識を持ち、人権教育を基盤に据えた授業に真剣に取り組むことにより、生徒との信頼関係を構築して「人間教育」を目指す。また、挨拶・掃除・礼節を職員自らが範を示し、生徒の生活基盤を確立させる。職員は、時機を逃さず、生徒一人一人に「その時、その場での声かけ」を実践し、生徒の魂を揺さぶる指導を全職員で日々実践することで、心豊かな生徒を育成する学校を目指す。

### (1) いじめの未然防止の取組の概要

#### ア 規律正しい生活態度の育成

- (ア) 登下校指導
- (イ) 整容指導
- (ウ) 清掃活動

#### イ 主体性を重視した授業づくり・集団づくりの推進

- (ア) 分かる魅力ある授業づくり
- (イ) ワークショップ、アクティブラーニング等能動的な参加型学習づくり
- (ウ) 公開授業・研究授業
- (エ) 授業評価による授業改善
- (オ) ソーシャルスキルトレーニング（SST）の導入についての研究

#### ウ 人権教育の取組の推進

- (ア) 生徒理解研修
- (イ) 人権教育研修（「心のきずなを深めるシンポ」等への参加）
- (ウ) 情報モラル教育（生徒・保護者・学校による三者間ルール作り）

#### エ 道德教育の推進

- (ア) 命を大切にできる心を育てる視点での全教科全領域教育
- (イ) 郷土や伝統文化を大切にできる心づくり
- (ウ) 心のきずなを深める月間活動

#### オ 生徒のコミュニケーション能力の育成

- (ア) 二者面談の推進（すき間時間活用の面談推進）
- (イ) 生徒のストレス調査（心理検査）の導入についての研究
- (ウ) 児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実

#### カ 体験活動の推進

- (ア) 学校間ボランティア活動の推進
- (イ) 対人スキルアップのための地域ボランティア活動の推進

#### キ 自己肯定感（他者から認められる経験）蓄積プログラムの研究・推進

- (ア) 毎週開催する学年会での生徒情報交換
- (イ) 「自分を語る授業」の導入についての研究

## (2) いじめの早期発見の取組の概要

### ア 教職員の「いじめ」に対する観察眼向上

- (ア) ささいな兆候も見逃さない観察眼を身につけるための教職員研修の計画・実施
- (イ) 気になることをすぐに伝えあえる職員間の関係づくり（チームづくり）
- (ウ) 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努める。
- (エ) 授業中の生徒の発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等について見逃さないという指導観の育成

### イ アンケート調査による早期発見

- (ア) 定期的な「生活アンケート（心のアンケート）」実施
- (イ) アンケート結果の分析・比較・検討

### ウ 教育相談活動の充実

- (ア) 教育相談活動の推進
- (イ) スクールカウンセラー（SC）制度の活用・充実
- (ウ) スクールソーシャルワーカー（SSW）制度の活用・充実
- (エ) PTAによる教育相談窓口設置の研究

### エ 校内研修の充実

- (ア) いじめの未然防止・早期発見のための年間取組の研修
- (イ) 生徒理解研修
- (ウ) 人権教育研修
- (エ) 生活アンケート分析
- (オ) 情報モラル研修
- (カ) 命の大切さを学ぶ研修（健康教育研修・性教育研修・人権教育講演会）

### オ いじめ防止等のための取り組み

管理職のいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図るための研修への参加

### カ チェックリストの作成

- (ア) いじめの早期発見を促すためのチェックリストの研究・活用
- (イ) 生徒のいじめに対する意識を調査するためのチェックリストの研究・活用

## 5 いじめに対する措置

### (1) 発見されたいじめ事案への対応

「いじめ問題対策マニュアル」（別紙2）に従って対応する。

### (2) いじめ問題対策マニュアルの概要

#### ア いじめが疑われる場合

(ア) いじめが疑われる状況があった場合は、直ちに情報を生徒指導主事に集め、情報の窓口を一元化する。

- ① いじめられている本人からの訴え
- ② 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ③ 教師の発見、気づき
- ④ 地域の人からの通報、報告
- ⑤ いじめアンケート（年3回実施）による把握

#### (イ) 事実確認

- ① いじめを訴える生徒からの聞き取り
  - ・ 思いを尊重して最後まで傾聴し、その生徒の立場に立って受容的に聞き取とる。
  - ・ 事実と周辺情報を区別する。
  - ・ 具体的な事実（誰に、何を、どうされた）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
- ② いじめをしたとされた生徒、または周辺生徒からの聞き取り
  - ・ 情報源を明かさない。
  - ・ 日常的な二者面談の形で、何かトラブルが起きていないかを聞き出す。
  - ・ 一方的に決めつけた聴き方はせず、生徒の行為を中立の立場で確認する。
  - ・ 事実と周辺情報を区別する。
  - ・ 具体的な事実（誰が、誰に、何を、どうした）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
  - ・ 感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
  - ・ いじめをしていると思われる生徒には「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など十分な配慮を行う。
  - ・ いじめをしていると思われる生徒には「いじめをしていないのに叱られた」という不満を残さないように配慮する。

#### (ウ) 現状と認識の共有化

- ① 生徒指導主事に集められ、整理できた内容は、直ちに教頭を通じて副校長及び校長に報告する。
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ③ いじめ防止対策委員会

- ・生徒指導部をはじめ関係部署（学年部等）に指示し、更に正確な情報の収集に努めさせる。
- ・収集できた事実関係や情報を整理して対応レベルを確認し、具体的な対応策の検討協議を行う。
- ・対応レベル
  - A 担任、学年（関係修復で対応可能）
  - B 生徒指導部レベル対応（特別指導対応が必要）
  - C 学校レベル対応（重大事態）
- ・プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応できるよう共通理解を図る。

## イ いじめ状況の場合

### （ア）いじめ防止対策委員会

- ① 情報の収集整理を図り、分析によって明らかになった課題を整理する。
- ② 今後の対応の方針（対応レベル）を決定し、解決への道筋を示す。
- ③ いじめの背景にあるものの本質を検討し、情報共有する。
- ④ 課題に対する具体的な対策を部署毎に検討するよう指示する。
- ⑤ 各部署で検討した具体策を元に学年会議、または職員会議等レベルに応じた会を開催し、情報を共有するとともに教職員一人一人の役割を明確に示す。
- ⑥ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談を的確に行う。その際窓口は教頭に一本化する。
- ⑦ 学校全体で対応しなければならないCレベル状況であると判断される場合は、校長は、県教育委員会に一報を入れるとともに、臨時に拡大委員会を招集し、具体的な対応策を検討する。

### （イ）いじめられている（被害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、養護教諭、教育相談、スクールカウンセラー、部活動顧問等も対応する。
- ③ 学年部、全職員で共通認識を図り、学校として誠実に対応する。
- ④ 保護者には、いじめの事実関係を正確に伝える。
- ⑤ 学校はいじめられている（被害）生徒を守る、という姿勢を示す。
- ⑥ いじめられている（被害）生徒・保護者との信頼関係を構築する。
- ⑦ 不用意な発言をしない。（いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にすることを共通認識として持つ。）
  - i 「このくらいはありますよ」等、いじめは重大な人権侵害であるという認識を欠く発言
  - ii いじめられた（被害）生徒への理解・配慮を欠く発言

- iii 感性の乏しさを問われる発言
- iv 自己防衛的な発言
- v 生徒・保護者に共感を示さない発言

(ウ) いじめている（加害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、生徒指導主事、旧担任等も対応する。
- ③ 保護者には、いじめの事実関係だけを冷静に正確に伝える。
- ④ 事実関係の説明時には、保護者の心情に配慮する。  
(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安等)
- ⑤ 場合によっては、保護者に対して、いじめに対する正しい認識を促す。
- ⑥ 保護者との共通認識「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」  
(被害生徒保護者と加害生徒保護者とがトラブルになったり、学校への不信感に発展したりしないよう、加害生徒保護者の心理状況に配慮しつつも、被害を受けた生徒の心情・状況を理解してもらうことに細心の注意を払う。)
- ⑦ 加害生徒のいじめた心情の背景にあるものを、共に探るという姿勢を持つ。
- ⑧ 被害生徒との関係修復のために、いじめられた（被害）生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- ⑨ 具体的な対処法や今後の生活について指導・助言をし、生徒の立ち直りを目指して協力してもらうよう依頼する。
- ⑩ 専門機関の対応が必要な場合は、SC, SSW, 心療内科等専門機関の情報を提供する。

ウ いじめ状況への組織的対応

(ア) いじめ防止対策委員会（座長：生徒指導主事）

- ① 対策部会から上がってきた情報の分析・整理・記録
- ② 対応レベルの検討
- ③ 被害生徒の状況を把握し、必要な援助措置を指示
- ④ 加害生徒の状況・背景を把握し、具体的な指導対応策の検討、立案、対応指示
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討、対応指示
- ⑥ 具体策を職員会議に諮り、全職員の共通認識の下指導に当たる。

(イ) いじめ防止対策拡大委員会（座長：副校長）

- ① いじめ防止対策委員会に上がった事例の背景分析に関する専門的助言
- ② 対応レベルの判断及び対応策の検証
- ③ 事例の内容に応じた具体的な対応策の検討、助言
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討、分析、助言

- ⑤ 事例が深刻な事態にあたるか否かを検討・判断。該当する場合は、校長を通じて熊本県教育委員会に報告し、支援を受けて一体となって調査等対応する。

(ウ) いじめ問題対策部会（座長：各部主任主事）

- ① 生徒指導部は、加害生徒の背景を探る。
- ② 担任・養護教諭・教育相談は、被害者の聴き取りを進め、背景を確認する。
- ③ 担任・学年主任は、被害者の保護者との窓口となり、情報を共有する。

(エ) いじめられている（被害）生徒への対応

- ① 傾聴を基本とし、被害者の心理的ケアを十分に行う。  
（状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。）
- ② 具体的な支援内容を示し、安心できる状況づくりに努める。
- ③ 学校は絶対的な味方であることを伝え、本人の了解を得ながら対応を進める。
- ④ 安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤ 交友関係の醸成に重点をおき、人間関係構築の支援を行う。
- ⑥ 自己理解を深めさせ、自分の中にある改善点を克服させる。自立の支援。

(オ) いじめられている（被害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、養護教諭・教育相談、生徒指導主事、旧担任等も対応する。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援と助言を行う。
- ④ 登校に心理的負担感が生じる場合は、いじめの状況に応じて特別の教育的配慮の下、特別の指導計画による学習等対応策を研究する。

(カ) いじめている（加害）生徒への対応

- ① その場での指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導し、加害生徒も人間的成長を果たせるように働きかける。
- ② 心理的ケアを十分に行い、いじめられていた（被害）生徒の辛さに気づかせる。  
（状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。）
- ③ いじめは絶対にあってはならないことを繰り返し指導する。
- ④ いじめるようになった加害生徒の内面や背景を丁寧を探る。
- ⑤ 正確な事実確認が取れるまでは、一方的に決めつけない。
- ⑥ 本人の不満・不安等の訴えを受容的態度で十分に聴く。

- ⑦ 課題解決のための援助を行う。いじめエネルギーの善用を図る。
- ⑧ 奉仕活動、社会体験等を通して、本人の自己有用感を高めさせる。
- ⑨ 成長に向かって支援するために、生徒と職員の信頼を築く。
- ⑩ 教育上必要があると認められるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

(キ) いじめている（加害）生徒保護者への対応

- ① 原則、担任が対応窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、生徒指導主事、旧担任等も対応する。
- ③ 事実関係聴取後は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者との関係を構築する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤ 教育上必要があると認められるときは、生徒に対して、適切に懲戒を加える。
- ⑥ 懲戒を加えるにあたっては、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(ク) 周囲の生徒集団（観衆、傍聴者、全校生徒）への対応

- ① いじめは周囲の生徒たちも無関心を装うことで間接的にいじめに加担していることを教え、いじめを未然に防ぐ集団に育て上げる。
- ② 当事者の了解を得て、関係者やクラスに具体的事実を伝え、自分たちが果たすべき役割を話し合わせる。
- ③ いじめられた（被害）生徒の辛さに共感させ、いじめた（加害）生徒も学級集団に受容的に取り込むよう働きかける。
- ④ 傍観していることの意味を自省させ、全生徒に人権意識を芽生えさせる。
- ⑤ 直接いじめを止めることだけが行動ではなく、誰かに知らせることも勇気ある行動だというメッセージを伝える。
- ⑥ 傍観や無関心という意識を転換させ、友情を基盤とする学級・学年集団を作る。
- ⑦ はやしたてる行為は、いじめに加担し同調する行為であることを理解させる。
- ⑧ 生徒会が中心となり、学級での協議を積み上げさせて全体での合意を図り「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。
- ⑨ 職員が意図的・継続的に学級に働きかけ、「寛厚」の精神を行き渡らせる。

#### (ケ) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。  
(名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発進停止を求めたり、情報を削除したりできる。警察の生活安全課等を通じて、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講じる。)
- ② 必要に応じて警察、法務局又は地方法務局に協力を求める。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 県教育委員会等と連携して学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤ 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等、関係機関の取り組みについても周知し、生徒が悩みを抱え込まないように配慮する。
- ⑥ SNSや携帯電話のメールを利用したいじめ防止については、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても研修会等で理解を求めていく。

## 6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」(令和3年3月改訂)に基づいて対応する。

## 7 基本方針の見直しの検討

### (1) 基本方針の改定

毎年生徒の実情に応じて「いじめ防止対策委員会」で検討し改定する。

### (2) 基本方針策定状況の確認と公表

本基本方針については、ホームページで公表する。